



2025年1月30日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 矢 尾 板 裕 介  
(コード番号：2743 東証スタンダード)  
問 い 合 わ せ 管 理 本 部 長 柳 世 和 大  
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

## (訂正)「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が2025年1月29日に開示しました「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」において、記載内容の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

### 3. 特別注意銘柄指定期間

2024年1月29日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特別注意銘柄の指定を継続し、6ヵ月間改善期間が延長されます。なお、特別注意銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善の見込みがなくなると認められる場合には、上場廃止となります。

(訂正後)

### 3. 特別注意銘柄指定期間

2025年1月29日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限り）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求められ、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合にはその指定が解除され、内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなると認める場合には上場廃止となります。なお、内部管理体制等が適切に整備されていると認めるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限り）には、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査から最長3事業年度、指定が継続され、その間同審査が行われます。

以上